

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、損害保険事業ならびに生命保険事業等に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、「[企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針\(平成 19 年 6 月 19 日・犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ\)](#)」等の法令を遵守すると共に、セコムグループの一員として「セコムグループ社員行動規範」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断するために、以下の「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定しております。

1. 組織としての対応

当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、経営トップ以下、セコムグループ、引受保険会社を含む組織全体として対応すると共に、役職員等の安全を確保するよう行動します。

2. 外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築していきます。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たないように努めていきます。また、反社会的勢力による不当要求は、断固として拒絶いたします。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行っていきます。

5. 裏取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

制定 2013 年 12 月 12 日
セコム保険サービス株式会社